



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

9
2019

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

いつもお世話になっております。

暦では夏の終わりと申しながら暑い日が続きますね。

夏の疲れが出てくる頃です。

体調管理には充分気をつけてお過ごし下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

43万店を超えたポイント還元制度の加盟店登録申請

本年10月1日に予定されている消費税率引き上げに伴い、経済産業省は「キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事業）」を推進しています。このほど公表した同事業の準備状況によると、加盟店登録は43万店を超え、この1ヵ月で倍近くに増加していることが明らかになりました。ただし、対象となる店舗は数百万とされており、事業開始が近づくと申込みが急増することが想定されます。同省では、中小・小規模事業者に対して、加盟店登録は可能な限り早めに申し込むよう呼びかけています。

●ポイント還元事業の概要

①消費者還元対象期間

2019年10月から2020年6月までの9か月間

②対象決済手段

クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど、電子的に繰り返し利用できる決済手段が対象となります。

③補助対象となる中小・小規模事業者

原則として、中小企業基本法に定義される「中小・小規模事業者」がこの制度の対象です。ただし、例外として、登録申請の時点で、申告済みの直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者等は対象外とされていますので、注意が必要です。

●ポイント還元事業制度で受けられる補助

この事業では次のような補助を受けることができます（フランチャイズチェーン等は①のみ）

① 消費者へのポイント還元

消費者がキャッシュレス決済手段を用いて本制度の対象として登録された中小・小規模事業者の店舗等で支払いを行った場合、個別店舗について購入金額の5%、フランチャイズチェーン等については2%がその消費者に還元されます。

② 決済端末等の導入の補助

中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際、端末導入費用の3分の1を決済事業者が負担した場合には、残りの3分の2を国が補助し、中小企業の負担がゼロになる形で導入支援が行われます。

③ 決済手数料の補助

中小・小規模事業者が決済事業者に支払う加盟店手数料は、3.25%以下への引き下げを条件とし、更に国がその3分の1を期間中補助することとなっています。

マイ・タイムラインと中小企業防災・減災投資促進税制

●マイ・タイムラインって何？

最近、地方自治体等が積極的にオススメしているのが、住民の自主的な「マイ・タイムライン」の策定です。マイ・タイムラインとは、風水害・土砂災害等の際の非難を促すためのもので①ハザードマップを見て、自分の住んでいる場所で想定される災害を把握する、②防災気象情報をどこから・どんな方法で入手すればいいのか把握する、③非難に関する情報や気象に関する情報の度合いによって、どんな行動を取るのか書き込む、といった作成工程になります。

最近では、会社で災害が発生した場合の行動について、手順書等を作っている企業も多いでしょう。要はその個人版です。共働きの家庭や、学校等への外出などで家族がバラバラの時にも「ウチはこういう状態ならばこんな行動を取ろう」と、一度作成しておけば慌てずに行動できるはずですから、是非一度マイ・タイムラインの策定を行ってみてください。

●中小企業にも災害への事前対策を

2019年度税制改正において、中小企業が行う災害への事前対策を強化するために、防災・減災設備を取得した場合に20%の特別償却を認める新しい制度ができました。機械装置（100万円以上）、器具・備品（30万円以上）、建物付属設備（60万円以上）の中で、災害への事前対策を強化するために取得する防災・減災設備が対象となります。例えば、災害へ備えとして設置する自家発電機や排水ポンプ、データバックアップシステムや衛星電話、貯水タンクや排煙設備等が対象になります。

●計画の認定が必要となります

特別償却を受けるためには、経済産業大臣に、事業継続力強化計画を申請し、認定を受けることが必要になります。なお、この制度で利用できるのは青色申告書を提出する中小企業等ですが、前3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度である場合は、適用除外事業者となり、制度が利用できませんのでご注意ください。

設備取得後の認定は、適用が受けられません。お早目にご相談下さい。

消費税増税対策 プレミアム付商品券とは？

●バラマキと揶揄されても再登場

今年10月1日から2020年3月31日までの半年間の有効期間で、国主導のプレミアム付商品券が使用可能となります。発行は各地方自治体となっており、使える場所はその地方自治体のエリア内の小売店となります。このプレミアム付商品券は、過去を遡れば「地域振興券」として1999年4月から9月に流通したのがありました。景気浮揚策として採用されましたが、「あからさまなバラマキである」と政権与党を批判する論調が非常に多く、未だその印象は払拭できていませんが、消費税改正に併せて「消費税増税に対しての低所得者や子育て世代への影響緩和」を目的として、再度登場の機会を得たようです。商品券に付与されるプレミアム分は政府が支出する税金ですから、商品券を使った人は実質的な減税となる、といった具合です。

●今回の適用者とお得感

今回、プレミアム付商品券で購入可能な対象者は？

- ① 住民税（均等割）非課税世帯
- ② 2019年9月30日の時点で0歳から3歳半の子供がいる世帯

となります。2019年度住民税非課税の方には申請書が郵送され、必要事項を記入して返送すれば、審査の後購入引換券が届くのでそれを利用します。子育て世帯には直接、購入引換券が届くようです。購入に関しては、5,000円分が4000円で買える上で、最大2万5千円分まで購入可能（子育て世帯は子供1人につき2万5千円まで）なので、5,000円分がお得なプレミアム部分となります。尚、1枚あたりの額面は500円、おつりが出ないので気を付けましょう。

賃金不払残業に関する監督指導 支払われた割増賃金の平均額は1企業当たり711万円

厚生労働省から、令和元年（2019）8月8日に「平成30年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果」が公表されました。今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成30年4月から平成31年3月までの期間に不払いだった割増賃金（残業代）が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。

- 是正企業数⇒1,768企業（前年度比102企業の減）
うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、228企業（前年度比34企業の減）
- 支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり711万円、労働者1人当たり11万円

厚生労働省は、今回の監督指導の対象となった企業の事例もいくつか紹介しています。例えば、次のようなケースもありました（小売業の事例）。〈出典：厚生労働省HP〉



賃金不払残業の状況

- ◆過重労働解消相談ダイヤル（※）に寄せられた違法な長時間労働が行われているとの労働者の家族からの情報を基に、労基署が立入調査を実施。
- ◆会社は、自己申告（労働者が残業申請書を提出し、上司が承認）により労働時間管理を行っていたが、自己申告の記録と警備システム記録とのかい離から、賃金不払残業の疑いが認められたため、労働時間の実態調査を行うよう指導。

※ 厚生労働省では、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として、無料電話相談を実施している。相談のうち、労働基準関係法令上、問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労基署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応を行っている。

企業が実施した解消策

- ◆会社は、警備システム記録や労働者からのヒアリングなどを基に労働時間の実態調査を行った上で、不払となっていた割増賃金を支払った。
- ◆賃金不払残業の解消のために次の取組を実施した。
 - ①経営トップが賃金不払残業解消に取り組む方針を打ち出すとともに、全店舗の店長が出席する店長会議において、同方針の説明を行った。
 - ②店長が定期的に、労働時間の記録と警備システム記録を照合してかい離がないかを確認し、かい離があった場合は、その理由を確認するとともに、本社の総務担当者がダブルチェックを行うこととした。
 - ③全労働者に対し、残業申請書に正しい残業時間を記載した上で提出を行うことなどについて研修を行った。

★ 上記のように、労働者の家族からの相談で監督指導が行われるケースもあります。日頃から、労働時間は適正に把握しておきたいものです。

トピックス 雇用保険の雇用継続給付に係る支給限度額等の変更

令和元年8月から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額等が変更されています。これを機に、高年齢雇用継続給付の支給額の計算の仕組みを再確認しておきましょう。

* 高年齢雇用継続給付は、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者が、賃金が低下（60歳時点の賃金の75%未満に低下）した状態で働き続ける場合に支給されます。同一事業所で働き続ける場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当の受給後に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」の2種類に分かれます。

<高年齢雇用継続給付の支給限度額>

令和元年7月31日まで：360,169円 ➡ 令和元年8月1日から：363,359円〈補足〉その他、下記の____の金額も変更

確認 高年齢雇用継続給付の支給額

一の支給対象月（一暦月）について、賃金の低下の割合に応じて、次のように計算した額が支給されます。

- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%

- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%以上75%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%から逡減するように厚生労働省令で定める率

注① 支給対象月の賃金が、支給限度額（363,359円）以上であるときは、その支給対象月には支給されない。また、上記のように計算した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは、「支給限度額－支給対象月の賃金」が支給される。

注② 支給額として計算した額が、2,000円を超えないときは、その支給対象月には支給されない。

注③ 60歳到達時等の賃金の月額は、476,700円を上限とし、75,000円を下限とする。

★ 高年齢雇用継続給付の支給額の仕組みは複雑です。しかし、その仕組みを把握していれば、労働者の総収入（給付の額＋賃金）が減らないようにして、賃金やこれに付随する社会保険料の支出を軽減することも可能となります。

トピックス 令和元年度の地域別最低賃金 東京・神奈川では1,000円突破へ

令和元年7月に開催された「中央最低賃金審議会」で、令和元年度の地域別最低賃金額改定の目安が示され、地方最低賃金審議会でも調査・審議した結果が取りまとめられました。

- 今年度の目安で示された引上げ額は、最高28円（Aランク）～最低26円（Dランク）、全国加重平均では「27円」（昨年度は26円）。

・これは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額。

・また、全都道府県で20円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると3.09%（昨年度は3.07%）。

- 今後は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定。

★ 目安どおりに改定されると、地域別最低賃金の全国加重平均は、901円（現行は874円）となります。また、最も高い東京都は1,013円（現行は985円）、それに次ぐ神奈川県は1,011円（現行は983円）となり、初めて1,000円を超える地域が誕生することになります。なお、目安を上回る引上げ額が19県となりました。最低賃金の適用時期は、10月1日から上旬までの間に順次発効される予定です。

お仕事 カレンダー 9月



9/10

● 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

● 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 7月決算法人の確定申告と納税・翌年1月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

● 10月・翌年1月・翌年4月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）